

Sketch Lab（スケッチラボ）利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、とやま未来共創チーム（以下「チーム」という。）が、未来共創拠点施設「Sketch Lab（スケッチラボ）」（以下「本施設」という。）の利用に関して必要な事項等について定めるものとする。

第1章 基本事項

（所在地）

第1条 本施設の所在地は富山県富山市新富町一丁目2番3号C i Cビル3階（フロア内187.5㎡）とする。

（施設の目的）

第2条 本施設は、富山市が推進する「未来共創」の一環として設置され、市内外の多様な人材によるビジネス交流を促進することにより、新たなビジネスの創出や地域課題の解決を図ることを目的とする。

（施設利用の趣旨）

第3条 本施設の利用者は施設の目的を踏まえ、下記の趣旨に沿った利用を行う。

- （1）バックグラウンド（業種、職種、居住地等）の異なるビジネスパーソン間のネットワーキング
- （2）新たなビジネスの創出や地域課題の解決を目的としたビジネス交流
- （3）その他、新たなビジネスの創出や地域課題の解決に資する活動

（施設の運営）

第4条 本施設はとやま未来共創チーム（以下「チーム」という。）が運営し、チームの事務局は富山市企画管理部スマートシティ推進課（以下「富山市スマートシティ推進課」）が務める。

2 チームは本規約のほか、具体的な利用方法や禁止事項等を定めた利用ガイドラインを定める。

第2章 施設の概要

（営業日及び営業時間）

第5条 本施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、諸事情により臨時的に開館若しくは閉館することがある。

- （1）月曜日から金曜日の正午から午後8時45分まで。
- （2）土曜日、日曜日、休日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は、通常営業は行わない。ただし、午前10時から午後8時45分までの時間において、イベントスペースとして別表に定める会員等が利用することができる。
- （3）前2項に関わらずC i Cビルの休館日は休業日とする（8、12月を除く毎月第3火曜日は原則休館日）。

（施設の主な機能）

第6条 本施設は下記の機能を持つ。

- (1) フリーアドレス交流スペース
(コワーキングスペース、テレワークスペース、イベントスペース等を兼ねる)
- (2) 集中スペース
- (3) ウェブ会議用個室
(動画撮影スタジオを兼ねる)
- (4) コミュニケーションウォール
- (5) ドリンクコーナー

第3章 利用者

(施設の利用者)

第7条 施設の利用者は下記の者とする。

- (1) 会員
 - (2) 会員の同伴者
 - (3) 研究員
 - (4) 未来共創パートナー
 - (5) その他チームが認める者
- 2 利用者は第3条の施設利用の趣旨を踏まえ、ネットワークキングやビジネス交流、ビジネス創出や地域課題の解決等に意欲的に取り組む。

(利用者が利用できる機能及びサービス)

第8条 利用できる施設の機能及びサービスは会員等の区分によって異なり、詳細は別表に掲げる。

2 第7条1項(1)、(3)、(4)に該当する利用者には本施設の入退室の際に必要なQRコードを配布する。

(会員登録)

第9条 会員となるためにはWEBサイト上での登録(以下「会員登録」という。)を必要とする。

- 2 第10条1項(2)、(3)に該当する企業・団体等においては会員登録時に法人番号の申告または当企業・団体等の運営及び活動内容がわかる会則や規約を提出しなければならない。
- 3 会員登録した者は、利用規約及び利用ガイドラインに同意したものとみなす。

(会員区分)

第10条 会員は、下記のとおり区分する。なお、法人会員は法人格を有する企業・団体等を対象とし、グループ会員は法人格を有する企業・団体等及び法人格を有さない任意団体等を対象とする。

- (1) 個人会員
- (2) グループ会員
- (3) 法人会員

(会員及びその同伴者が利用できる人数)

第11条 個人会員は、記名による会員登録した者(以下「記名登録者」という。)のみが施設を利用

することができ、他の者を同伴することはできない。

- 2 グループ会員は、記名登録者に応じて2～3名が施設を利用することができる。また、記名登録者数の範囲内であれば、記名登録者は同伴者と共に施設を利用することができる。
- 3 法人会員は、記名登録者数に応じて4名～8名が施設を利用できる。また、記名登録者数の範囲内であれば、記名登録者は同伴者と共に施設を利用することができる。
- 4 同伴者は、同一の法人及び任意団体等への所属の如何を問わない。

(会費)

第12条 会費は別表のとおりとする。

- 2 グループ会員の会費は、1名あたり月額2,000円を積み増すことで記名登録者数を最大3名（月額6,000円）とすることができる。
- 3 法人会員の会費は、1名あたり月額3,000円を積み増すことで記名登録者数を最大8名（月額24,000円）とすることができる。

(会員になることができない者)

第13条 下記の者（団体を含む）は会員となることはできない。

- ・暴力団関係者、又は反社会的行為に関わる者
- ・布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的とする者
- ・その他、施設の管理者が適さないと判断した者

(登録情報の変更について)

第14条 会員は、記名登録者を変更したい場合や登録情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局（富山市スマートシティ推進課）に変更の旨を申し出なければならない。

- 2 会員登録もしくは会員区分変更から3カ月以内での会員区分変更はできない。

(試行期間)

第15条 会員登録から第一回の会費支払いが完了するまでの期間を試行期間とし、支払期限内に第一回の会費支払いを完了したことを以て正式に会員となる。なお、試行期間中は会員と同等の身分を有する。

- 2 正式に会員となった場合、会員登録の日が会員資格の開始日と設定され、試行期間は会費の対象期間に含まれる。

(会費の支払い方法)

第16条 会費の支払い方法は、クレジットカードでの支払いの場合は月毎とし、請求書による口座振込の場合は年毎もしくは半年毎とする。ただし、個人会員は原則としてクレジットカードのみとする。

- 2 原則として会費を現金で支払うことはできない。
- 3 会費の支払方法の詳細は、会員登録後に事務局（富山市スマートシティ推進課）から本人に案内される。
- 4 月途中での会員登録であっても当月分の会費を支払わなければならない。

(退会)

- 第17条 退会を希望する場合、事務局に申し出ることによって退会希望月の末日をもって退会することができるものとする。なお、期限までに会費の支払いがなされない場合は自動的に退会とみなす。
- 2 施設運営者の責による退会を除き、納入済みの会費の返金を行わない。

(施設運営者の権限)

- 第18条 施設運営者は、会員が利用規約や利用ガイドラインに反する行為に及んだ場合、又は施設の健全な運営を妨げる行為を働いた場合には、会員資格を無効としサービスの提供を拒絶する権限を有する。

(研究員)

- 第19条 研究員とは、富山市の「未来共創」の趣旨に賛同する者であり、本施設の目的を達成するために必要なパブリックマインド（公共心、応援心、協力心等）を提供し、チームと連携して未来共創の実現を目指す個人を指す。
- 2 研究員は下記のとおり区分する。
- (1) 共創研究員
- (2) 学生研究員
- 3 研究員の会費については別表のとおりとする。
- 4 研究員の登録条件、登録方法・登録期間等については別紙に定める。
- 5 研究員の退任を希望する場合、事務局（富山市スマートシティ推進課）に申し出ることによって即日退任することができる。

(未来共創パートナー)

- 第20条 未来共創パートナーとは、富山市の「未来共創」の趣旨に賛同する者であり、本施設の目的を達成するために必要なリソース（企画提案、情報、人材、資金等）を提供し、チームと連携して未来共創の実現を目指す企業・団体等を指す。
- 2 未来共創パートナーの登録は当該企業・団体等の申請に基づき、チームの議事を経て承認する。
- 3 登録期間は当年度末までとし、年度途中での登録であっても同様とする。ただし、特段の意思表示がなければ自動継続される。
- 4 パートナー解消を希望する場合、チームに申し出ることによって即日解消することができる。

第4章 利用方法

(予約)

- 第21条 利用者は事前予約なしで施設及び備品等を利用することができるが、予約による利用が奨励され、予約者の利用が優先される。なお、予約は第7条1項(1)、(3)、(4)に該当する利用者が行うことができることとする。また、イベント開催時や混雑時のほか、施設の管理者が必要と判断したときには、利用者数を制限するために予約による利用を必須とする場合がある。

(施設・備品の毀損)

- 第22条 施設運営者は、利用者が施設や備品等を通常の範囲を超えて毀損した場合、その利用者

対して弁償を求める権利を有する。

(住所の設定)

第23条 利用者は本施設に住所を置くことはできない。

(飲食)

第24条 施設内での飲食については利用ガイドラインで別に定める。

(印刷)

第25条 施設内でのプリンターの利用については利用ガイドラインで別に定める。

第5章 プライバシーポリシー

(個人情報の取り扱い)

第26条 施設運営者は、本施設の運営にあたり取得する個人情報について適切な取り扱いと保護に努める。

(個人情報利用目的)

第27条 会員等の個人情報は、第3条の趣旨を達成するために必要な範囲内で、個人が特定できない情報として加工された上で使用することがある。また、個人が特定される場合には、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

(業務の委託)

第28条 施設は、本施設の運営業務の一部を外部に委託し、その委託先に対して本サービスの運営に必要な範囲で個人情報を提供することがある。この場合、業務委託先との間で、個人情報の保護を義務付け、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行う。

第6章 その他

(規約の改定)

第29条 チームは、WEBサイト等で一定の周知期間を設けることにより、本規約を改定することができる。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年9月7日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日より施行する。

別表

| | 個人会員 | グループ 会員 | 法人会員 | 共創研究員 *条件あり | 学生研究員 | 未来共創 パートナー |
|--------------------|---------------------|----------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 会費 (税込) | 月額 2,000 円 | 月額 4,000 円 ～6,000 円 | 月額 12,000 円 ～ 24,000 円 | 年額 3,000 円 | なし | なし |
| 一度に利用 できる人数 | 本人のみ | 2～3 名 (同伴者を含 む) | 4 名～8 名 (同伴者を含 む) | 本人のみ | 本人のみ | 協議による |
| 利用時間上限 | なし | | | | | 協議による |
| 利用方法 | QR コードの提示 | | | | | QR コード付 きカードの提 示 |
| 施設内での イベント*1 開催 | 不可 | 可能 (年 4 回まで) | 可能 (制限なし) | 不可 | 可能*2 | 可能*3 |
| リビングラボ*4の 開催 | 不可 | 不可 | 可能 | 不可 | 不可 | 不可 |
| 駐車場 | チケット発行 (上限 4 時間) | チケット発行 (上限 4 時間×2 名) | チケット発行 (上限 4 時間 ×4～8 名) | チケット発行 (上限 4 時間) | チケット発行 (上限 4 時間) | 協議による |

※1 イベントとは、下記のいずれかに該当するもの。

①施設（フリーアドレススペース）の3分の1以上程度のスペースを占有する交流。

②音響設備（マイク・スピーカー等）の使用や大声での意思疎通を図るなど、一般の施設利用に影響が及ぶおそれのある形式での交流。

③施設管理上やむを得ない事由による施設内での移動依頼に対応できない形式での交流。

イベントの開催を希望する場合、原則イベント実施日の1か月前までにイベント等開催申込書を事務局（富山市スマートシティ推進課）に提出しなければならない。

※2 但し、主催はチームとなる。

※3 但し、チームとの共催となる。

※4 リビングラボの開催を希望する場合、リビングラボ実施申込書を事務局（富山市スマートシティ推進課）に提出しなければならない。